

緊急時対応の取りまとめにおける諸課題について

内閣府政策統括官(原子力担当)付
参事官(地域防災担当)

➤ 課題1

「避難行動要支援者の避難手段及び福祉車両の必要台数の把握並びに当該車両の確保手段について」

➤ 課題2

「フェリー会社との協定締結について」

➤ 課題3

「六ヶ所村再処理工場に係る緊急時の体制等について」

➤ 課題4

「その他」

今後の東通地域原子力防災協議会（作業部会）の進め方（案）

【今までの実施回】

○第10回作業部会（R2. 8. 26 13:30～）

1. 感染症流行下での原子力災害時における防護措置について
2. 緊急時対応の取りまとめにおける諸課題について

○第11回作業部会（R2. 11. 26 13:30～）

1. 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて
2. 緊急時対応の取りまとめについて
3. 令和2年度青森県原子力防災訓練結果について

○第12回作業部会（R3. 1. 22 13:30～）

1. 緊急時対応の取りまとめについて

【今後の進め方（会議開催（案））】

○第13回作業部会

- ・緊急時対応の取りまとめについて
→「PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」、「PAZ内の全面緊急事態における対応」の整理

○第14回作業部会

- ・緊急時対応の取りまとめについて
→「UPZ内における対応」の整理

○第15回作業部会

- ・緊急時対応の取りまとめについて
→その他の項目の整理

○第16回作業部会

- ・緊急時対応の取りまとめについて（事務局案調整）

○第17回作業部会

- ・緊急時対応の取りまとめについて（事務局案仮セット）

防災基本計画（中央防災会議／最終改定：令和2年5月）－抜粋－

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 内閣府は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府、関係省庁〕は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映するものとする。
- 国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。
- 国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。
- 国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。